

第二 1907年「癩予防ニ関スル件」

院長の池内が「職員になると丸腰だ、警察権をもつていると何とか出来るがこれでは強制力がないと言つて歎息された」と回想している。また、北部保養院長中条資俊も、「患者の取扱い振事も無理解が多かつた。何せ当時の所員は警察上りが多く、患者の扱ひ振事も手荒であつた。或夜患者の点検を行つた宿直員が室内を見ると既に就寝したものですから電燈を点けて見たところ、同衾者が見つかったので、室の中に下駄のまゝ踏み込んで、尻の方から蒲団を捲り上げた。そして同衾者の名を手帳に記録するといふ遣り口は、正に巡查の職務その儘だつた」と述べている。

1913（大正2）年3月～5月、全国のハンセン病療養所を視察した真宗大谷派の僧侶で、全生病院の教誨師であつた本多慧孝は、北部保養院について、1910（明治43）年に「一間半ニ三間一棟三室ノ特別室ト云フ不良患者ノ收容所ヲ増築セシ」ことを報告している。さらに、九州療養所についても、本来、急性感染症を發した患者を收容する隔離室に「稀ニハ逃走患者ヲ是ニ收容セシメテ謹慎セシムルコトアリ」とも報告している。この本多の報告書によれば、すでに開設当初から、療養所内では、入所者の監禁がおこなわれていたことがわかる。あとは、これを追認する法的措置が求められた。

入所者の管理上、療養所当局に警察権を与えるべきだとする意見は具体化する。1915（大正4）年、池内に代わり全生病院長になつた光田は、4月に内務省で開かれた療養所長会議の場で、所長に入所者への懲戒権を与えるべきだと主張した（多磨全生園患者自治会編前掲書）。こうして、1916（大正5）年、最初の法改正がおこなわれ、入所者に対する懲戒検束規定が明記された。

1916（大正5）年2月、第37回帝国議会に、法律「癩予防ニ関スル件」に「療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者ニ対シ必要ナル懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得」という条文を加える改正案が第2次大隈重信内閣から提出された。2月24日、衆議院本会議で、改正法案について、内務省参政官藤沢幾之輔は「斯様ニ致シマセヌケレバ此多クノ病人ヲ集メテ置キマシテ、ナカナカ其秩序ヲ維持スルト云フコトハ困難デゴザイマスルカラシテ、ヤハリ検束、懲戒、是等ノ方法ヲ用イタイ」と説明した（『第三十七回帝国議会衆議院議事速記録』）。

2月25日、改正法案を審議していた衆議院明治四十一年法律第十一号中改正法案委員会で、内務省衛生局長中川望は、隔離された放浪患者のなかには「往々ニシテ無頼ノ徒ガアリマシテ、殊ニ世間ト隔離サレテ慰安ノ途モ比較的乏シイノデアリマスルカラ、自然所謂閑居シテ不善ヲ為ス場合モ少ナカラヌノデアリマス」として、隔離のため、ハンセン病患者を通常の告発、裁判、刑務所への収監ができない以上、療養所長に懲戒検束権を与えることは必要であると述べるが、その懲戒検束の対象行為に「種々ノ要求ヲ逞シウシテ職員ニ抵抗ヲ試ミ」することも含めている。隔離された患者は、療養所に待遇改善の要求をすることも、懲戒検束の対象とされたのである（『第三十七回帝国議会明治四十年法律第十一号中改正法律案委員会議録』1回）。

改正法案は成立し、療養所内では、所長に入所者への懲戒検束権が認められることとなつた。懲戒の内容は、最高で30日以内（2か月まで延長可能）の監禁、7日以内2分の1までの減食、30日以内の謹慎、譴責と続く。療養所内の秩序を乱すという理由で所長に恣意的な入所者への処罰の権限を与えた。療養所には監禁所がつくられた。ここに、療養所は、文字どおりの病者の監獄と化した。